

外国人介護人材が訪問系サービスに 従事できるようになりました



令和7年4月から、技能実習生および特定技能外国人（以下「外国人介護人材」）が一定の条件のもと、訪問系サービスに従事できるようになりました。
令和7年度は、公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）が適合確認書の発行や巡回訪問等を実施します。

ー必要な要件等ー

受入事業所は、下記の遵守事項を守り、要件を満たす必要があります。

<遵守事項（5点）>

- ① 訪問介護の業務の基本事項等に関する研修実施
- ② サービス提供責任者等による一定期間の同行等のOJTの実施
- ③ 外国人介護人材への丁寧な説明、外国人介護人材との共同でのキャリアアップ計画の作成
- ④ マニュアルの作成や相談窓口の設置等によるハラスメント対策
- ⑤ 不測の事態に備えたICT活用等の環境整備

<要件（2点）>

- ① 原則一年以上の介護事業所等での実務経験を有し、初任者研修等を修了した外国人介護人材であること
 - ② 利用者・家族に対し、書面により説明を行い、当該利用者又は家族に当該書面に署名を求めること
- ※詳細は下部の「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について（厚生労働省ホームページ）」をご確認ください。

ー必要な手続きと対応ー

外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる受入れ事業所は、以下の手続き・対応を行う必要があります。

① 適合確認申請

受入れ事業所は外国人介護人材の訪問系サービス従事前に関国際厚生事業団に適合確認申請を行い、適合確認書の発行を受ける必要があります。

② 巡回訪問への対応

国際厚生事業団が外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる受入れ事業所に対して巡回訪問を行います。

③ 定期報告

キャリアアップ計画は定期的に更新を行い、国際厚生事業団に提出する必要があります。



◆外国人介護人材の訪問系サービス従事に関する詳細・お問い合わせ先

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について
(厚生労働省)



対象施設一覧
(厚生労働省)



介護技能実習 訪問系サービス 巡回訪問等実施機関
(公益社団法人国際厚生事業団)



特定技能外国人の訪問系サービスへの従事について
(公益社団法人国際厚生事業団)

